

議案第3号

平成28年度清水町水道事業会計補正予算（第7号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

平成29年1月27日提出

清水町長 高 薄 渡

平成28年度 清水町水道事業会計補正予算（第7号）

（総 則）

第1条 平成28年度清水町水道事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	440,000 千円	△ 62,536 千円	377,464 千円
第3項 特別利益	143,000 千円	△ 62,536 千円	80,464 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	439,585 千円	△ 12,784 千円	426,801 千円
第2項 営業外費用	18,360 千円	5,461 千円	23,821 千円
第3項 特別損失	143,110 千円	△ 18,245 千円	124,865 千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた企業債のうち、次の企業債を廃止する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
災害復旧事業	千円 30,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金もしくは地方公共団体金融機構資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。	—	—	—	—	補助査定審査の延期により、借入を取り止める。

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第10条本文中「53,000千円」を「80,464千円」に改める。

平成29年1月27日提出

清水町長 高 薄 渡

平成28年度 清水町水道事業会計 補正予算実施計画 (第7号)
収益的收入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業収益			440,000	△ 62,536	377,464
	3. 特別利益		143,000	△ 62,536	80,464
		1. その他特別利益	143,000	△ 62,536	80,464

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			439,585	△ 12,784	426,801
	2. 営業外費用		18,360	5,461	23,821
		3. 雑支出	1,867	5,461	7,328
	3. 特別損失		143,110	△ 18,245	124,865
		2. その他特別損失	143,000	△ 18,245	124,755

平成28年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第7号）
収益的收入及び支出

収益的收入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
1. 水道事業収益			440,000		△ 62,536	377,464				
	3. 特別利益		143,000		△ 62,536	80,464				
		1. その他特別利益		143,000		△ 62,536	80,464	1. 一般会計補助金	27,464	一般会計補助金 27,464
								2. 災害復旧費国庫補助金	△ 60,000	災害復旧費国庫補助金 △ 60,000
						3. 災害復旧企業債	△ 30,000	災害復旧企業債 △ 30,000		

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1. 水道事業費用			439,585	△ 12,784	426,801				
	2. 営業外費用		18,360	5,461	23,821				
		3. 雑支出	1,867	5,461	7,328	1. その他雑支出	5,461	その他雑支出 5,461	
	3. 特別損失		143,110	△ 18,245	124,865				
		2. その他特別損失		143,000	△ 18,245	124,755	1. 修繕費	△ 17,709	災害復旧修繕費 △ 17,709
							2. 委託料	△ 536	災害復旧設計委託料 △ 536